

国勢調査 質問回答【一般調査区】

●国勢調査とは何か。

A.国勢調査は、国の最も重要な統計調査で、住民票などの届出に関係なく、本年10月1日現在でそこに住んでいる人すべてを調査するものです。

●国勢調査の意義、目的は。

国勢調査は5年に1度、国の人口などを調査する目的で実施され、国の最も基本的で重要な統計調査であるとされています。国勢調査の結果は、行政の少子高齢化対策や都市計画などのほか、企業や研究機関の市場調査など、様々な分野で活用されています。

●調査員報酬はいくらか。

A.2調査区担当した場合の報酬は約82,000円程度となります。なお、担当していただく調査区の数や、調査した世帯の数によって変動します。

●業務スケジュールは。

A.9月中旬から9月下旬まで、調査区内に居住する世帯に対し、説明しながら書類を配布いただきます。10月上旬には、調査票と呼ばれる、世帯の情報を記した調査票を回収します。10月末頃、調査員の方が集めた書類を市役所に提出していただきます。

●一人で調査を回るのが心配。

A.事前に届出をいただければ、調査員の家族などが調査に同行できます。

●事故の際の補償はあるか。

A.要件を満たせば一定の補償があります。事故があった際は、速やかに国勢調査事務所に連絡してください。

●調査の内容は。年収は調査するのか。

A.調査対象の氏名、性別、出生の年月(日は不要)、配偶者の有無、国籍、仕事の有無、仕事の内容などです。年収は調査しません。

●外国人や目が見えない人については、どのように調査すればいいか。

A.外国語の調査票や、点字の調査票などをご用意できます。国勢調査事務所にご相談いただければ随時対応します。

●調査票を見られたくないと言われたら、どうすればいいか。

A.インターネットで回答する、又は郵送で回答するという方法があるので、調査世帯に伝えてください。調査員になる方は、調査で知りえた秘密について、非常勤の国家公務員であるという立場上、守秘義務があるということを認識していただくことも重要です。

●オートロックのあるマンションはどのように調査をすればよいか。

A.チャイムを押しても出ず、居住かどうか確認できない世帯は、何度か訪問したり、近隣住人やマンション管理人に確認するなどの方法で調査を進めます。

●本人の家はあるが、施設に入ったなどで住んでいない場合、どうすればいいか。

A.国勢調査では、10月1日時点で住んでいる場所で調査に回答することが原則となります。例えば、家はそのままだが、老人ホームに入居した人については、老人ホームの住所に届く調査票に記入する必要があり、自宅住所に届いた調査票に記載すると、重複してしまうため適切ではありません。

住居地のとらえ方には、入院している場合や、単身赴任している場合など、いくつかの例外もあります。

●世帯のとらえ方は。

A.世帯は、住民票や戸籍とは関係なく、「一緒に住んでいて、生計を共にしている人々」を1世帯とします。2世帯住宅で玄関が分かれている場合や、生計を分けた家族が住んでいる場合などは、2世帯とします。

●地区内の老人ホームの調査方法は。

A.担当いただく調査区地図に、老人ホームが含まれている場合は、その調査員さんの調査すべき施設となります。一部の老人ホームで、「特別調査区」といいますが、別に調査員が任命されている地区もあり、その場合は調査区地図から切り抜かれたようになっています。その場合は、調査する必要はありません。

調査対象の施設は、施設の職員さんと相談して、施設に入らせてもらうか、調査書類を施設に預けるなどの方法をとってください。

●訪問しても会えない場合は、何回訪問すればよいか。

A.居住実態が確認できたのであれば、1回目の訪問で調査票等を郵便受けに入れていただいても構いません。また、聞き取り調査を行うに当たっても、市に指示を仰ぐ必要はありません。

●調査書類・用品類は、いつ頃手元に届くのか。

A.8月31日までにお手元に届く予定です。

●連絡メモには、調査員の連絡先を記入しないといけないのか。

A.必須ではありません。

●住宅・住戸に居住しているかどうか分からないときは、「調査書類収納封筒」を郵便受けに入れるのか、入れないのか。

A. 住宅・住戸に居住していないことが明らかな場合以外は、「調査書類収納封筒」を郵便受けに入れてください。

●調査拒否の世帯にも「調査票の提出のお願い」を郵便受けに入れるのか。

A.調査拒否の世帯には「調査票の提出のお願い」を配布する必要はありません。

●「調査世帯一覧」の裏側の「集合住宅情報」は1枚に2件分しか記入できないが、受け持ち調査内にたくさん共同住宅があって「集合住宅情報」に書ききれない場合はどうすればよいのか。

A.「集合住宅情報」には、受け持ち調査区の単位区の中で規模の大きな共同住宅から順に記入してください。記入できない共同住宅があっても差し支えありません。また、「集合住宅情報」を記入するためだけに「調査世帯一覧」を追加する必要はありません。

●転入で増加した人たちも調査対象か。

A.9月30日までに転入してきた人は対象です。

●オートロックのマンションがあるが、市で入居状況を入手するなどするのか。

A.管理会社に協力依頼をしているが、どこまで開示されるかはわかりません。調査員さんによる訪問や、聞き取り調査で入居状況を確認することが原則となります。

●マンション管理会社に許可を得ないとエントランスにすら入れず、チャイムを押すこともできないところがある。その対応は。

A.マンションの住所等を確認し、市に相談してください。市から協力依頼をします。

●夜間に訪問してよい時間帯の目安を教えてください。

A.地域の実情に応じて、常識的に判断していただきたい。早朝も同様です。

●訪問時、マスク着用必須か。

A.必須ではありませんが、調査員さんの感染防止対策のため、着用しても構いません。

●出稼ぎの外国人が1つの住宅に複数人同居している場合、世帯の数は。

A.それぞれ生計が別なら、1人ずつ別の世帯として数えます。

●調査区地図中の「マルベツ(「別」の字が○で囲われている)」は、どういう意味か。

A.特に意味はありません。住宅地図の記号と思われますが、国勢調査とは関係ありません。

●調査区地図上で、調査区番号が青字と黒字でそれぞれ記載されているが、単位区番号は黒字のほうにしかない。青字のほうに無いのは記載ミスか。

A.青字が調査区番号自体を示し、黒字が調査区番号と単位区番号を合わせて示しています。記載ミスではありません。

●調査区地図上の、調査区番号の下にある細かい数字は何か。

A.国勢調査には関係のない数字です。

●調査区地図上に家が載っていない世帯は、調査対象になるか。

A.調査区地図は住宅地図をもとに作成したものですので、建ったばかりの家が載っていなかったり、建物が取り壊されたりしている場合があります。調査員が調査区を巡回して得た情報が正しいので、調査区要図に書き足すなどしてください。

●支所や図書館などにある住宅地図をコピーして活用してもよいか。

A.著作権を侵害するおそれがあるため、閲覧にとどめてください。

●連絡メモに自分の連絡先は必ず書かなければならないか。

A.必須ではありません。

●世帯員数が5人以上になる世帯で、インターネット回答を希望すると言われた場合、2枚目の調査票を渡す必要はあるか。

A.ネット回答ができなかったときは調査票で回答いただくこととなるため、調査票を2枚渡してください。

●郵送回答は、締め切り以降も投函できるか。

A.世帯の方は、締切の10月8日を過ぎても郵送回答することができます。ただし、締切日を過ぎて投函された場合、市役所から調査員に送付する「回答状況一覧表」に反映されないため、調査員は世帯の方に対して、締切日を周知するようにしてください。

●不在と分かっている家は、世帯番号を書かなくてよい。

A.空き家の場合は×と記入し、世帯番号は書かなくて構いません。あとで居住していることが分かった場合は、一連の世帯番号の最後の番号を、その世帯に割り当てて調査区要図に記入してください。

●事前に引っ越しが分かっている場合はどうすればよい。

A.10月1日現在に住んでいるところで調査します。

●封をしないで提出された調査票はそのまま封をしないでよい。

A.封筒の左上部に「封入」と記入して提出をします。

●住人の方に調査票を代筆してほしいと頼まれた場合、代筆は可能か。

A.代筆可能です。

●受持ち調査区にマンションがあるが、空室情報等は分からないのか。

A.マンション、アパート等の管理会社に空室情報等の照会をしています。空室情報等が判明したマンション、アパート等が受持ち調査区内にある調査員には、9月中旬に郵送でお知らせします。

●地域の住民に対する国勢調査の周知は考えているか。

A.現在、各公民館でのポスター掲示を行っているほか、9月以降にテレビCMが放映されます。

●住み込みの人がいる場合は。

A.どれくらいの期間生活しているかを聞いて、3か月以上住み込みしている場合はそこに住んでいるものとして調査してください。別に居所があり、日によって寝泊りする場所が異なる場合は、寝泊りする日の多い場所で調査します。

●調査票配布時に世帯主の氏名を確認できていなかった場合で、当該世帯が郵送回答をした場合、世帯一覧に世帯主の氏名を記入できなくても構わないか。

A.郵送回答をした世帯の世帯主名や人数は、回答状況確認票に掲載されないことから、世帯一覧に転記することができません。したがって、世帯一覧の世帯主名は空欄のままでかまいません。

●工場や商店の居住確認の方法は。

A.訪問し、居住者がいるかどうか尋ねてください。

●回答拒否の場合はどうすればよいか。

A.調査の趣旨を説明した上でどうしても理解が得られない場合は、「調査への回答はお済みですか」、「調査票の提出のお願い」の配布はせず、近隣への聞き取り調査により、氏名や世帯員等の基本的な情報のみの調査票を作成してください。

●聞き取り調査について、現場を見聞きされることでトラブルになるリスクがあるのでは。

A.トラブルに発展する恐れのある事案に遭遇した場合は、市に連絡し、詳細な状況を報告してください。状況に応じて対応を判断します。

●最初から空き家と分かっている場合は訪問しなくていいか。

A.訪問しなくてかまいません。

●玄関が1つしかなければ必ず1世帯になるのか。

A.住居と生計を共にしている人の集まりを1世帯とします。生計が違うので2世帯と言われた場合は、2世帯とカウントしてください。